

「宿泊施設魅力向上対策事業」に係る企画提案公募要領

1 業務目的

青森県内宿泊施設の魅力向上に向けて、付加価値の向上等による生産性向上を図るため、「人」に焦点を絞った取組を行うこととし、オペレーションの最適化や人材育成・確保等の課題解決に取り組むモデルとなる宿泊施設にコンサルタントを派遣し、コンサルタントと従業員、経営者、本事業担当者の協働により、実践指導を通して業務及び経営の改善を定着させ、そのノウハウを県内宿泊施設に波及させるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

宿泊施設魅力向上対策事業

(2) 実施内容

別紙「宿泊施設魅力向上対策事業」仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日(水)まで

(4) 委託経費の上限額

4,000千円(消費税及び地方消費税込み)

※本事業に係る旅費交通費は委託料に含むものとする。

但し、青森県内の移動に限り、委託者が車両を手配することとする。

(5) 令和7年度の本事業実施予定

「1 業務目的」達成のため、令和7年度は、同一施設に対して以下の業務を実施予定であるが、最終的な内容は、令和6年度の業務受注者からの提案内容等を勘案し、協議の上で決定する。

- ① 令和6年度に作成した業務マニュアル運用の定着に係る指導及び施設の付加価値向上に向けた取り組みの支援。
- ② 施設における人材の定着を図るための人事評価制度の構築・運用管理体制づくりの支援。
- ③ 県内宿泊施設を対象とした、本事業での取り組み事例及び成果を発表する成果発表会の実施。

また、令和7年度の委託経費については、4,000千円(消費税及び地方消費税込み)を見込んでいるが、同金額を保証するものではなく、実施内容や予算状況等により変更となるものである。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

4 参加表明

(1) 表明方法

参加しようとする者は、「参加表明書(様式1)」を作成し、下記に掲げる書類を添えて「8. 提出先・問い合わせ先」まで郵送又は電子メールにより提出すること。

- ① 法人等の概要、組織図、役員名簿
- ② 定款又はこれに代わるもの
(規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等)の写し
- ③ 直近の事業報告書及び収支決算(見込)書

(2) 提出期限

令和6年1月30日(火) 17:00

※なお、提出された資料は返却しないものとする。

5 質問及び回答について

(1) 質問方法

質問がある場合、「質問票(様式2)」を用い「8 提出先・問い合わせ先」まで、電子メール又はFAXにより提出すること。

(2) 提出期限

令和6年1月30日(火) 17:00

(3) 質問への回答

参加表明書を提出した者全員に、令和6年2月2日(金)までに電子メールにより回答する。(回答受信後は、その旨について必ず連絡をすること。)

6 企画提案書等

提出書類は以下のとおりとする。なお、6部(正本1部、副本5部)を提出すること。

- (1) 企画提案書(A4片面印刷。別紙「宿泊施設魅力向上対策事業案に係る書面審査基準」に記載された評価項目順に提案項目を設定し、ページ番号を付したものを作成し提出すること。様式任意。)
- (2) 経費見積書(総額及び内訳を記載すること。総額は消費税込みの額とすること。)
- (3) 提出期限
令和6年2月16日(金) 17:00
- (4) 提出場所及び提出方法
持参又は郵送にて「8. 提出先・問い合わせ先」まで提出すること。
- (5) 企画提案の辞退
参加表明書提出後、提案を辞退する場合は、速やかに提案辞退届(様式任意)を提出すること。
なお、提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

7 審査

(1) 審査方法

① 書類審査

ア 実施日

令和6年2月19日(月)、20日(火)

イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、別紙「宿泊施設魅力向上対策事業案に係る書面審査基準」の評価基準に基づいて審査する。

ウ 書類審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に令和6年2月21日（水）までに文書（電子メール）により通知する。（回答受信後は、その旨について必ず連絡をすること。）

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

② オンライン審査会

ア 実施日

令和6年2月26日（月）

※開催時間は事前に文書（電子メール）により通知する。

イ 審査方法

書類審査を通過した企画提案について、別紙「宿泊施設魅力向上対策事業に係る書面審査基準」評価基準に基づいてオンライン審査会を実施し、最も評価の高かった企画提案を行った者を契約予定者とする。

なお、本業務を受託する担当者がプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は認めない。

ウ 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に令和6年2月27日（火）までに文書（電子メール）により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 契約予定者との手続き

- (1) 企画提案書が選定された業者は業務受託予定者とし、随意契約の見積徴収の相手方とする。
- (2) 選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行った後、改めて見積書の提出を求め、協議が整った場合に、令和6年4月1日以降に委託契約を締結する。
- (3) 委託業務の実施に関して、業務委託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議のうえ決定する。

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語とする。
- (3) 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (6) 委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

10 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公示 | 令和6年1月23日（火） |
| (2) 参加表明書等提出期限 | 令和6年1月30日（火）17：00必着 |
| (3) 質問書提出期限 | 令和6年1月30日（火）17：00必着 |
| (4) 質問書回答送付 | 令和6年2月2日（金） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和6年2月16日（金）17：00必着 |

- | | |
|--------------|---------------------|
| (6) 書類審査 | 令和6年2月19日(月)、20日(火) |
| (7) 書類審査結果通知 | 令和6年2月21日(水) |
| (8) オンライン審査会 | 令和6年2月26日(月) |
| (9) 審査結果通知 | 令和6年2月27日(火) |

1.1 提出先・問い合わせ先

〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40 青森県観光物産館8階

公益社団法人青森県観光国際交流機構 観光産業振興グループ(担当:永田)

TEL: 017-722-5080/FAX: 017-735-2067/E-mail: haruno_nagata@aomori-kanko.or.jp